　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥労基協発第４２号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和元年　９月　３日

　事　業　者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　鳥取労働局登録教習機関

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（一社）鳥取県労働基準協会

令和元年度第２回「有機溶剤作業主任者技能講習」

（鳥労登教第２９号）の開催案内について

　有機溶剤中毒予防規則第１９条により、労働安全衛生法施行令第６条２２号に該当する作業については、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者を有機溶剤作業主任者に選任し、その指揮下で作業をさせなければなりません。（交替制又は出張や休暇などの場合には代替者が必要です。）この技能講習を下記のとおり実施することといたしましたので、関係業務があれば該当者をもれなく受講されますよう、ご案内します。

記

１．受講定員　１００名　定員になり次第締め切ります。

２．講習期日、会場

第２回（米子）期　日 令和元年１１月１１日（月）・１２日（火）

　　　　　　　　　会　場 ポリテクセンター米子　大教室（米子市古豊千５２０）

３．講習日程

第１日　　９：３０～　９：５０ 受付　　９：５０～１０：００事務局説明

　１０：００～１７：１５ 関係法令(2h)／作業環境の改善方法(4h)

　　第２日　１０：００～１８：２０ 保護具(2h) ／健康障害とその防止措置(4h)

学科修了試験(1h)

　　　　　（学科は休憩時間（昼食及びその他）を含みます。）

４．受講料　１４，０８０円（消費税10％、テキスト代１，９８０円含む）

５．講習申込み手続き

　（１）別紙「申込書」で申し込んでください。受講料は「銀行振込」か「現金書留」で支払い、当協会に郵送してください。なお「銀行振込」の場合は「振込依頼書」等の写しを申込書に添付してください。（ＡＴＭ等でも可）

「現金書留」の場合は申込書と受講料を同封してください。

　「銀行振込」は下記の口座にお願いします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 鳥取銀行鳥取支店 | 普通 | №０２７３２２３ | （一社）鳥取県労働基準協会 |

（２）写真が２枚（縦３．０㎝×横２．４㎝）必要になります。

申込書の右上の欄に糊付けしてください。

（修了証用の写真は、後ではがしますので軽く貼っておいてください。）

（３）受講申込後の受講取消については、講習の１週間前までに申し出があった場合を除いて、受講料をお返ししませんので、ご注意ください。

（４）受講申込者には、講習日の１週間前に「受講票」を郵送いたしますので、受講当日は必ず「受講票」を持参し、講習開始１０分前までに受付を済ませてください。

学科修了試験を実施しますから、筆記用具を忘れないようにしてください。

６．郵送先下記のとおり。その他不明な点（締切、学科等）についても、下記へお尋ねください。

〒689-1112 鳥取市若葉台南１－１７　（一社）鳥取県労働基準協会

Tel（０８５７）５２－７３００　　Fax（０８５７）５２－７３１１